

7. 野菜・果物に関する Q&A

QA48 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

国産の生鮮農産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、都道府県名、又は市町村名やそのほか一般に知られている地名を表示することが義務付けられています。

同一県内でも区域に分けて出荷制限等が行われる中で、生産者には、市町村名や地域名を積極的に表示することが期待されます。

この表示義務に違反した場合には、食品表示法に基づく指示・命令・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。また、虚偽の表示をした食品を販売した場合は、命令・公表を待たずに、罰金等の刑事罰に処せられることとなります。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 27 年 3 月 31 日